

空家除却補助金のご案内

空家の除却(解体)工事に係る費用の一部を補助します。

老朽化した空家を所有されている方は、ぜひご活用ください！

手続きの流れ

事前相談

申請書類の用意
※除却工事の見積もり

補助金交付申請

補助金交付決定
※申請から決定まで
10日程度要します。

除却工事

実績報告

補助金交付

補助額

最大30万円

(除却工事に係る費用の3分の1)

※家財道具などの処分費用は含まれません。

主な要件

- ・昭和56年5月31日以前に建築された住宅
- ・1年以上居住及び使用していないこと
(申請日より1年以上前に電気・水道・ガスのいずれかの使用を中止していること)
- ・市内の業者が解体工事を行うこと

注意点

- ・補助金の交付決定前に除却工事を行った場合は補助金の交付を受けることは出来ません。
- ・申請受付期間:4月1日から1月末まで
- ・実績報告期間:3月末まで
- ・被相続人居住用家屋等確認申請(空家の譲渡所得の3,000万円特別控除)の併用をご検討される場合には、事前にご相談ください。
- ・補助金の活用をご希望の方は、期間に余裕をもって申請をお願いします。



その他の要件等については
建築指導課へご相談ください

【問合せ】

富士見市建設部建築指導課 建築指導・住宅グループ

住所：富士見市大字鶴馬1800番地の1

電話：049-252-7127



富士見市「空家に関する補助制度について」ホームページ

空家除却後の**固定資産税**等の**補助**も!

概要説明

空家を除却すると土地の固定資産税・都市計画税の住宅用地特例の対象外となり、大幅に税額が上がってしまう場合があります。

市では、このことが空家除却の阻害要因とならないよう空家除却後の土地に係る固定資産税等の補助を行っています。

補助の対象となるのは、**空家除却補助金を利用して除却したものに限り**ます。売却等による所有権移転や賃貸駐車場等への**土地活用を行っている場合は対象外となります**ので、ご注意ください。

補助金交付までの流れ

除却

空家除却補助金を利用して空家を除却することが要件です。除却した年の翌年度・翌々年度に課税された固定資産税等が補助対象となります。(住宅用地特例が対象外となった場合に限る。)

税金納付

5月頃に税務課から送付される固定資産税等納税通知書で空家が除却されたことにより住宅用地特例の対象外となったことを確認後、固定資産税・都市計画税を全納期分納付してください。

申請

指定の様式に必要な事項を記入の上、右記書類を添えて申請書を建築指導課に提出してください。

交付決定

申請内容を審査した上で適正と認められた場合は、申請者の希望に応じて交付決定通知書を窓口又は郵送にて交付します。

請求

決定通知書の交付後に請求書を提出してください。補助金の振込先は申請者名義の金融機関の口座を指定してください。

補助金交付

請求書を受付してから、おおむね2・3週間以内に補助金を交付します。

申請書の添付書類一覧

- ・補助対象地の案内図
- ・空家を除却した時期が確認できる書類
- ・固定資産税等の納税通知書の写し
- ・固定資産税等が完納されていることを確認できる書類
- ・その他市長が必要と認めるもの



申請期限は、**3月15日**までなので、気を付けてください!

事前相談をすることで、対象の可否の確認をお願いします。申請書などの書類一式は市ホームページからダウンロードできます。



補助金イメージ

<R7年中に補助金を使用して除却した場合>

